

第2次
柳井市
男女共同参画
基本計画

ダイジェスト版



平成25年3月

柳井市



男女共同参画社会の 実現を目指して

6つの基本目標

基本目標Ⅰ

固定的性別役割分担意識の解消、意識の改革

重点項目 1 固定的性別役割分担意識の解消

社会活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が互いに人権を尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女の人権意識をより一層高めるための効果的な啓発等に取り組みます。

重点項目 2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育、学習の充実

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で共に自立してその個性と能力を発揮できるよう、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる分野において、人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図ります。

また、男女が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的で多様な選択を身につけられるようにするための学習機会の充実を図るとともに、女性の能力や活力を引き出すような取組を進めていきます。

基本目標Ⅱ

政策等の立案及び決定への共同参画

重点項目 1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

本市における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進するとともに、社会のあらゆる分野で、男女の意見が反映されるよう、人材育成に努めながら施策、方針決定過程への女性の参画を進めていきます。



基本目標Ⅲ

男女が個性と能力を発揮できる活力ある社会の実現

重点項目 1 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努めるとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等事業所の自主的な取組を促進していきます。

重点項目 2 多様な働き方を可能にする条件整備

女性をはじめとして多様な人材が活躍できるようにするためにも、継続就業及び再就職に対する各種情報提供や相談体制の整備等に取り組みます。

重点項目 3 農林水産業等における男女共同参画の推進

農林水産業、商工業いずれの分野においても、女性が男性と対等に経営等に参画できるようにするため、研修会の開催や起業への支援等に取り組みます。

重点項目 4 仕事と生活の両立支援

男女が共に仕事と生活を両立し社会のあらゆる活動に参画していくために、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや、家事、子育て及び介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進するとともに、子育て支援策や介護支援策等と密接な連携を図りながら、企業、労働者、国及び県と連携し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を進めていきます。



基本目標Ⅳ

家庭や地域社会等における男女共同参画の推進

重点項目 1 家庭、地域等における男女共同参画の推進

地域における施策、方針決定過程へ男女が共に参画できる環境づくりを行います。
また、子どもがそれぞれの個性を発揮し、多様な生き方を選択できるよう男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援していきます。
防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮することが重要であり、施策、方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進していきます。
環境面の取組においても、環境に関する施策、方針決定過程への女性の参画を図ります。



基本目標Ⅴ

すべての人がいきいきと暮らせる社会づくり

重点項目 1 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて自己の健康を適切に管理するための健康教育や相談体制を確立し、健康の保持増進対策を講じます。

重点項目 2 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる条件の整備

高齢社会を豊かで活力ある社会とするために、高齢者を社会活動を支える重要な一員として積極的にとらえ、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療、介護予防への取組を進めてきます。
また、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活、職業生活の支援を図り、すべての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めていきます。

基本目標Ⅵ

男女間における暴力の根絶 ～柳井市DV対策基本計画～

重点項目 1 男女間の暴力根絶に向けた社会的な意識の醸成

男女を問わず一人ひとりが、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることを理解し、配偶者からの暴力を容認しない社会的な意識の醸成に向けた取組を進めていきます。

重点項目 2 相談体制の充実

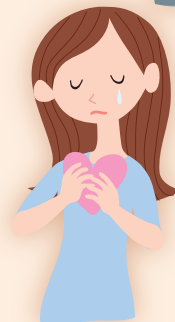
DV被害者がいつでも安心して相談できる相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の整備、充実に向けた取組を進めていきます。

重点項目 3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

男女を問わず一人ひとりが互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくための取組を進めていきます。

重点項目 4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育啓発や関係法令等の周知による啓発を推進するとともに、関係機関、団体との連携による被害者支援に努めます。





柳井市男女共同参画プラン

1 計画策定の趣旨

本市では、平成10年に旧柳井市において「やない男女共同参画プラン～やないハーモニープラン～」を、続いて平成20年には「柳井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に努めてまいりました。

この間、少子化・高齢化の進展による人口減少社会の到来や、経済の低迷等による社会情勢の変化等に伴って、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の男女共同参画に関連の深い法令が改正される等、男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

しかし、人々の意識の一部には、依然として男女の役割、能力を固定的にとらえる傾向がみられ、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされています。

こうした動向を受けて、その変化に的確に対応するため、これまでの本市の施策を検証するとともに、男女共同参画社会実現への取組をさらに実効性のあるものとしていくため、第1次計画を引き継ぎ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第2次柳井市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「柳井市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するもので、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

本計画のうち「基本目標Ⅵ男女間における暴力の根絶 ～柳井市DV対策基本計画～」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。

4 計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、基本目標に掲げた施策を講じるとともに、庁内における推進体制を整備し、国、県、他市町及び関係機関と連携し、男女共同参画の推進を実践する民間団体、市民を支援していきます。

また、相談窓口の充実強化をはかるとともに、柳井市男女共同参画協議会委員や市民の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策、事業の推進に努めます。

柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号
TEL:0820(22)2111 FAX:0820(23)4595
メールアドレス: yanaishi@city.yanai.lg.jp